

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年7月4日
事業者の氏名又は名称	大堂観光タクシー有限公司(法人番号2490002009229)(代表者 高根正人)
事業者の所在地	高知県幡多郡大月町頭集663-5
営業所の名称	浦尻営業所
営業所の所在地	高知県幡多郡大月町浦尻52
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年5月23日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項)</p> <p>(2)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が適切だったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(3)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。